■北九州市フレッシュティーチャー奨学金返還支援について（R6.3.11）

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「公立学校」という。）において、子どもたちの教育を担う優れた人材を確保することを目的として、令和７年度北九州市公立学校教員採用候補者選考試験に合格し、教諭として採用された方を対象とする奨学金の返還支援事業を行います。

令和７年度北九州市公立学校教員採用候補者選考試験受験者を対象に、補助金の交付対象となる方（以下、「交付対象者」という。）を募集いたしますので、奨学金返還の支援を希望する方は、是非ご申請ください。

【募集要項】

１ 対象者

交付対象者としてあらかじめ認定を受けた者のうち、次の要件を全て満たす者

（１）北九州市公立学校教員採用候補者選考試験に初めて合格した者

（２）採用後３年以上、公立学校に教諭として勤務する意思がある者

（３）大学、短期大学及び大学院の在学中に奨学金を借り入れ、返還予定又は返還中の者

２ 対象となる奨学金

（１）独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金（第一種（無利子）、第二種（有利子））

（２）北九州市奨学基金など公共団体又は公共的団体が貸与する奨学金で市長が認める奨学金（事前にお問合せください）

３ 対象経費及び交付期間

採用２年目における対象奨学金の返還額

４ 補助金の額

交付対象者１名につき、１９８，０００円（上限）

※ 補助金の額は、補助金の交付期間内における当該交付対象者の対象奨学金の返還額を超えないものとします。

５ 交付方法

一括払い

６ 募集人数

若干名

※ 申請者数が交付対象者として予定していた数を超える場合は、選考試験における成績上位者から順に交付対象者の決定を行います。

７ 申請書類（交付対象者認定用）

提出書類		提出方法
① 交付対象者認定申請書（様式第１号）	「北九州市教員採用情報専用サイト」から様式を印刷し、自筆で必要事項を記入。 ※ 無地白地・Ａ４サイズ	**令和６年１０月１８日（金）**必着で、教職員課まで郵送及び持参にて提出。 ※ 締切厳守
② 対象奨学金を貸与されていることを証明するもの	【提出書類例】 ・奨学金貸与証明書 ・奨学生証 ・貸与奨学金返還確認票 ・奨学金賃借契約書（北九州市） ※上記書類からいずれか１つを提出。 ※上記書類が用意できない場合は教職員課までご相談ください。	
③ 在学証明書（大学生等に限る。）	**令和６年４月１日以降**に在学を証明するもの。	
④ 返信用封筒【長型３号封筒(235㎜×120㎜）】	・住所、氏名、郵便番号を明記し、320 円切手を貼付。 ・封筒表面の左下に、受験番号を記入（すぐに封ができるよう両面テープ等を貼付）。	

※ 申請内容に不備がある場合、申請を受け付けできない場合があります。

※ 必要に応じて、追加の書類提出を求める場合があります。

８ 交付スケジュール

令和６年度（採用試験を受験する年）

１０月　補助金交付対象者認定申請書類提出　【申請者】

１月　交付対象者の認定・通知　【教育委員会】

令和７年度（採用１年目）

４月　交付対象者が北九州市公立学校で教諭として就業開始【交付対象者】

令和８年度（採用２年目）

対象期間：採用２年目の奨学金返還額が補助対象となります。

～３月頃　補助金交付申請書類提出　【交付対象者】

補助金（上限 198,000 円）交付決定・交付　【教育委員会】

令和９年度（採用３年目）

補助金交付を受けた者の就業継続を確認　【教育委員会】

９ 注意事項

（１）交付認定を受けた方は、採用２年目に改めて補助金交付申請書類（奨学金の返還実績がわかるものを含む）をご提出いただく必要があります。

（２）次にいずれかに該当したときは、補助金交付対象者の認定の取消し等の措置を行います。

- 補助金の受給を辞退しようとする場合
- 対象奨学金の貸与を取消され、又は辞退した場合
- 大学生等が退学又は停学等の処分を受けた場合
- 大学生等が除籍、退学又は休学により学籍に異動があった場合
- 大学生等が留年、進学又は編入学した場合
- 対象奨学金の返還を滞納した場合
- 免除等により対象奨学金の返還が不要になった場合
- 選考試験を合格した後、直近の４月１日に公立学校の教諭として採用されなかった場合

（３）必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。

（４）申請に係る経費は、申請者の負担となります。

（５）提出された申請書類等については、返却しませんのでご了承ください。

１０　申請先（問い合わせ先）

〒８０３-８５１０　北九州市小倉北区大手町１番１号
北九州市教育委員会教職員課奨学金返還支援担当
担当者：波多野、西村、藤野
ＴＥＬ：０９３－５８２－２３７２

《よくあるお問合せ》

Ｑ　交付認定を受けたら、必ず補助金の交付を受けることができますか。

Ａ　公立学校に教諭として採用されてから３年以内に離職した場合や、対象奨学金の返還を滞納した場合、対象奨学金の返還が免除された場合等には、補助金の交付対象となりません。

Ｑ　いつ補助金の交付を受けことができますか。

Ａ　採用２年目の４月から３月までの奨学金返還額が補助対象となります。そのため、令和８年４月から令和９年３月までの１年間、奨学金を返還する場合は、令和９年３月分の返還が終わった後、補助金交付申請を行っていただき、その後、申請内容の審査を経て、補助金の交付を行います。
なお、補助金の申請方法等については、改めて交付対象者にご案内します。